

平成31年 第3回香芝市教育委員会会議(3月定例)会議録

日時 平成31年3月28日(木)
午後2時より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美
委員 關野 英明

〔欠席者〕

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七(こども課長兼任)
教育総務課長 楠本 視和
学校教育課長 上谷 基博
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 隈崎 倫夫
市民図書館長 好川 雅章

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 平成31年第3回香芝市教育委員会会議(3月定例)を招集させていただきましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日は「公立幼稚園・保育所の再編に関する基本方針」など重要案件を6件上程させていただいております。慎重ご審議の上原案可決賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは定足数に達しておりますのでこれより平成31年第3回香芝市教育委員会会議(3月定例)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と三岡委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、

すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私から報告いたします。前回2月18日の第2回教育委員会会議以降の私の動静につきましてご報告申し上げます。

2月19日は、社会教育学級生大会がふたかみ文化センターで開催されご挨拶に行つてまいりました。大会では市内各地域で活動されている高齢者学級や家庭教育学級の11団体より、パワーポイントを使用した活動報告や、中には動画を使った発表もしていただきました。

その後は、市内中学校の生徒会役員の改選に伴い、本部役員の皆さんと懇談をさせていただきました。各校での現在の取り組み発表の後、皆さん何とか学校を良くしたいという思いから積極的な意見交流が図られていました。

24日は教育委員の皆様にもご出席をいただきまして教育委員会表彰を行わせていただきました。今年度も子供達は様々な分野で活躍をしてくれましたが、小学校児童の受賞者が選出されなかったのが、少し残念な気もいたしておりました。しかしながら、3月9日に開催された奈良県市町村対抗子ども駅伝大会では、市内の小学校から選出された児童が7位と健闘をしてくれました。まずは子供達の頑張りを報告させていただきます。

25日はニコニコあいさつ運動で志都美小学校及び志都美幼稚園にマスコットキャラクターのカッシーと共に行つてまいりました。

同日、中学校給食センターで中学校給食運営委員会会議が開催され事業報告や来年度の事業計画などが審議されました。

また、同日は学校地域パートナーシップ協議会が開催されまして、4校の中学校から代表の先生あるいはコーディネーターの方にご出席いただきました。

26日は今年度第4回目となる奈良県都市教育長協議会が奈良市で開催され、今後の事業計画など審議を行った後に情報交換を行つてまいりました。

月が変わりまして3月3日の日曜日にはスポーツ少年団の卒団式が総合体育館で行われ、市長、議長、また事務局より部長、生涯学習課長と出席いたしました。今年は146名の6年生が卒団されましたが中学校での活躍に期待をしたいと思います。

4日、月曜日から第2回香芝市市議会本会議が開会されました。これについては後ほど部長より報告いたします。

5日は家庭教育学級の合同閉講式が実施され、ご挨拶と併せて、一度も休まずに参加された受講者に皆勤賞を授与させていただきました。

9日の子ども駅伝大会は先ほどご報告をさせていただいたとおりでございます。

11日は校長会が開催され来年度の課題などについてお話をさせていただきました。また、同日香芝西中学校の野球部が全国大会出場を決めてくれましたので、激励会を

開催いたしました。一人ひとりの大会への意気込みを聞かせてもらい、チームワークのいいチームに仕上げた下さった指導者に感謝をいたします。本当に良いチームでございました。

15日は中学校の18日は幼稚園・こども園の19日は小学校卒業式が、また25日は保育所で修了式行われ、教育委員の皆様にもご出席をいただいたところであります。今年も多くの子供、児童、生徒が立派に卒業、卒園をしてくれました。教育委員会といたしましても、子供たちの夢の実現に向けしっかりと応援して参りたいと思います。

24日、日曜日は体育協会の社員総会があり市長と出席をいたしました。

また、25日は学校給食会の理事会があり、ちょうど本議会において来年度予算の審議中ということもあり、予算から見た学校給食についてお話をさせていただきました。給食を作るに当たっては食材費だけではなく調理に係る費用や食器や備品を購入する費用など大きな費用が伴うことを予算ベースからお話をさせていただきました。

26日は市の人事異動の内示があり、また後ほど報告させていただきます。

そして、本日は朝より民間の施設であります、認定こども園「ふたかみの森」の竣工式がございましたので部長とお祝いに伺ってまいりました。

そして、本日の第3回教育委員会議事となっております。

以上、本日までの私の動静につきましてご報告をさせていただきました。只今の報告につきましてご質問等ございますか。田中委員。

田中委員

2つほど内容を教えていただけたらと思います。まず2月19日の4中学校の生徒会役員との懇談のなかで、生徒さんのほうから教育委員会に対する要望がもしあれば教えていただきたいのが1つ。

もう1つは同じく25日に学校地域パートナーシップ協議会が開催されたということですが、ここの部分に関しての内容について詳しく教えていただきたいと思います。

教育長

教育部長。

教育部長

失礼します。私のほうからは4中学校の代表の方との懇談会の中でどのような意見があったのかという点をご報告します。まずは、主には4中学校の生徒会代表者間との情報交換が主な内容でした。ただ最終的に、いろいろと要望はないかときかせていただきましたけれども、ある中学校からは冷水機の設置を望まれたりとか、あるいは学校の校門のところに時計を設置したいというご意見がございました。ただ後日私中学校の卒業式に参加しましたが、その際にPTAのほうから時計が贈呈されていたので、それについては解決したかなというふうに思っています。冷水機についてもかねてからご要望があがっている学校がありますが、運用上の課題もあるということで学校のほうで判断されている部分もありますので、この要望については引き続き学校とともに協議したいと考えています。以上です。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

失礼します。私のほうから学校地域パートナーシップ協議会の内容につきましてのご説明をさせていただきます。こちら現在各学校におきまして「開かれた学校づくり」ということで、学校地域パートナーシップ事業というのを各学校で展開をさせていただ

ているところでございます。そこで掲げた人材等の中から今後のコミュニティースクール化にむかっただけの組織づくりを目指しているところでございます。各学校代表から選抜された、また各中学校区の代表者の方々にお集まりいただきまして、各校区の進捗状況などの情報交換の場ということでやらせていただいています。ご存知かと思いますが、市内におきましては西中学校校区、二上小学校でコミュニティースクール化が進んでいまして、主にそちらに対しての情報の問い合わせを受けるというのが多かったかと思いません。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございませぬか。石原田委員。

石原田委員 19日の社会教育学級生大会で非常に活発な活動報告があったということですが、社会教育学級、家庭教育学級等で昨今の傾向や、来年度以降の課題があるようでしたら教えてください。

生涯学習課長 失礼します。社会教育学級生大会ということで、1年間の活動報告をしてもらいました。課題としては、常日頃から申し上げていますが、人数が増えないということです。ただ活動している中身としては、非常に充実した活動をしていまして、当日も単なる活動発表というわけではなく、いろんな活動をされています。例えばクラフトを作られたり、ハーバリウム、アロマキャンドル等の作品展示などをされています。ただやはりさきほどから申し上げておき、人数が増えていかないというのが問題です。次年度につきましては、まず、こういった方々の活動を知らしめるために、それぞれ学校を中心とした団体ですので、その方々が手の届く範囲で情報提供をしていますが、私どものほうでも、広報紙・ホームページ・フェイスブック等を使い、より多くの方に活動状況を広められたらと思っています。以上です。

教育長 ほかによろしいですか。質問等がないようですので、日程5に進みます。

日程5(1) 香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について

教育長 まず、案件(1)承第3号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」を事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長 失礼します。只今提案になりました承第3号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」のご説明を申し上げます。前回の教育委員会議におきまして、平成30年度一般会計補正予算第5号についての概要を説明させていただいたところでございますが、予算書の作成が間に合っておらず、また再度教育委員会会議を開催する時間的余裕もございませぬでしたので、2月25日付で教育長の臨時代理により、議案については異議がないものとさせていただきます。よって、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により、報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、本議案については、平成31年3月香芝市議会におきまして、原案可決いただいておりますことも付け加えさせていただきます。慎重ご審議の上原案承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 すいません。1つ教えていただきたいのが、国庫支出金や県支出金の中で、幼稚園費負担金ということで、施設型給付費の負担金というのが、補正額が全額載っている形になっていると思いますが、この負担金そのものの中身について説明いただけますか。

教育長 教育部次長。

教育部次長 中身ということですが、民間幼稚園やこども園の場合、1号認定の部分について施設型給付費ということで、歳出としてお支払します。その部分の国・県から歳入部分として入ってくるのが、この、施設型給付費負担金というものでしたが、今回の交付要綱の改正により、施設型給付費負担金から施設型給付費交付金ということで負担金から補助金へ変わりましたので、全額削除して、そのまま付け変えたということです。以上です。

教育長 ほかにございませんか。關野委員。

關野委員 3ページですが、教育費、国庫補助金という中の、学校施設環境改善交付金の中身「冷房設備に対応」という記載は空調という標記にはならないのですか。

教育総務課長 失礼します。学校施設環境改善交付金というのは、トイレの洋式化工事に係る補助です。「冷房設備対応臨時特例交付金」と申しますのは、空調設備新設に係る補助金となっています。以上です。

教育長 暫時休憩します。

(午後2時21分 休憩開始)

(午後2時22分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて、再開します。
教育総務課長。

教育総務課長 国のほうからこのような補助金の名称ということで、そのままの名称で記載させていただきました。以上です。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、承認することといたします。

日程5(2) 香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針の策定について

教育長 続きまして、案件(2)、議第5号「香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針の策定について」を事務局より説明願います。はい、教育部次長。

教育部次長 ただいま提案になりました、議第5号「香芝市公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針の策定について」の提案理由を申し上げます。議案の3ページ及び添付の参考資料をご覧ください。

本案は、公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針を策定することにより現状の香芝市内幼稚園及び保育所での課題を改善できるように再編を行い、より良い保育・教育を提供できるように策定を行ったものです。主な内容ですが、添付参考資料5ページをご覧ください。公立施設の現状と課題ということで、保育所の待機児童の増加、幼稚園入園希望者の減少、幼稚園保育サービスの拡充ニーズ、3歳児保育・預かり保育の拡充というニーズでございます。また公立施設の老朽化という課題もあります。これらの課題を解決するために、将来人口が減少となる予測の中で、新たな施設整備を極力押さえながら、現在ある施設を効率的に利用し、課題の解決を行うためにこの方針を定めるものでございます。再編期間は1期を5年以内、2期を10年以内、3期を11年以降と考え、就学前の人口状況を踏まえながら、保育必要量の見込みの算出を行い、施設の受入れ枠を考えてまいります。

そのことから小学校区を1つの単位と考え、原則、こども園化する方向で考えています。例えば10ページ以降をご覧くださいと思います。右側の具体的施策のほうにいろいろ書かせていただいています。例えば校区にある公立幼稚園・保育所の2園を合わせまして1つのこども園とし、1つの棟では例えば幼稚園には4歳から5歳の幼児を入れて幼児棟とし、保育所側では0歳から3歳児の乳児を入れて乳児棟と考えたなかの1つのこども園として運営する考え方。また、校区に民間の認定こども園等がすでにある場合は、そちらの状況を見ながら、近隣に公立幼稚園があった場合、そちらのこども園に1号の収容ができるのであれば、将来的にはその幼稚園の閉園というような考え方。また、民間の保育園・こども園を誘致しながら、そこと公立の幼保を一体的に考えたような再編の方向、そういったものを具体的施策のなかに書かせていただいています。このように幼保の再編をすすめていくという基本となる方針を策定させていただくものでございます。なにとぞ慎重審議の上、原案可決賜りますよう、願います。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、なにかご質問ご意見ございますか。田中委員。

田中委員 すみません。ボリュームが非常に大きいため、なかなか細かいところまでは入っていきませんが、これを見させていただきレクチャーもしていただいた中で、一番思ったのがいわゆる香芝においては幼稚園と保育所を一元化で運営していくと。その1つの流れとしてこども課というのが出来て、その将来的な像のなかで、この文書の中では再編というような表現となっていますが、いわゆるその目標に向かって統合していくという行動計画であるのかなと私個人的に思っています。

その中で、細かい字面の部分とかで、例えば、結果として確かにその施設からこども達がいなくなれば、たしかに閉園、言葉としては閉園と思います。ただ、決して施設

を閉めるためにこれをするわけではなくて、そういうかたちでよりよい環境を作るための中で、どういうかたちで幼稚園と保育所の配置を決めていくか。そういう部分をこども園という形で、幼稚園的な教育という要素、保育所的な保育という要素を実現していくこと。そういう部分の意思の表れだと私はとっています。

おそらくこれは保護者、現状よりもどちらかという未来の保護者の方と、それとやはり学校に付随したかたち施設でもある意味あるので、やはり地域の人にとっても非常に感心のあることかなと。

そういうなかで、約10年あまりのスパンの中で、決してこども達の動向に合わせて閉鎖するためのものではなく、やはり香芝としての1つの意思の表れを、こども課というものができた意思の表れを1つの実現するかたちとしての行動計画であるということ十二分に保護者の方や地域の方に理解していただけるように十分配慮していただいて、こういうものをまずは案の中で、そういう部分も配慮したかたちで、具体的にかつもうすこし分かりやすく、書いてつくっていただけたらと思っています。以上です。

教育長 教育部次長。

教育部次長 こちらの方針の10ページ上段のほうにも書かせていただいております、上段後方のほうですが「地域住民の理解と保護者の理解を得られた地域から事業をすすめる」ということで、地域・保護者・現場の先生方としっかりと理解できるような状況ですすめてまいりたいと思います。以上です。

教育長 ほかにはございませんか。關野委員。

關野委員 いままで幼稚園のほうの人数が減少して、保育所が増加していくというなかで、こども園化して、みんなをちゃんと見ていくという姿勢はすばらしいと思います。ただ見ていくと、五位堂のほうで、民営化、民営化となっていますが、民営化することにより保護者の負担はどうなるのかという部分を心配しております。

教育長 教育部次長。

教育部次長 民営化ということで書かせていただいております。公立幼稚園と保育所をこども園化してからの民営化になると思いますが、そういう場合は公立保育・教育の継承というものを民営化する条件に、保育所の場合も以前そういうふうにさせていただいたように、そういった内容で民営化の公募をとっていただきますので、たとえばその費用も公立並みの費用で実施していただけるような公募をしていきたいと思っています。

教育長 關野委員。

關野委員 それからですね、10月から無償化という話もでていきますね。そうなった時に待機児童を出さないような仕組みを考えないといけないと思います。無償化になれば希望する方が増えてくると思います。また、こども園化の中で、いままでは保育園生だったけど幼稚園生になったりであるとか、幼稚園生だったけど、親が仕事に就いたので保育園生になるとか、そういうかたちの選択できるような、そういうシステムを、とにかく希望

したら入れるような、そういうシステムをつくってもらえたらと思います。

教育長 教育部次長。

教育部次長 はい、たしかに10月以降無償化となればそういった需要が増えるのかなと思います。現状、4歳5歳はほぼ幼稚園・保育所に入っておられるので新規の待機児童は現れないのかなと思います。ただ市内の3歳児の人口のうち15%くらいが実際にはどこにも入っておられないというような状況で例年それくらいの推移しております。それから考えますと120名程度かなと考えています。そういった部分、いますぐに入れなくても、近隣の民間の幼稚園などの状況も提供しながら、できるだけ早急にすすめて、受け皿を確保したいと考えています。以上です。

教育長 ほかにはございませんか。三岡委員。

三岡委員 いま、澤次長からご説明いただいたように、先々で民営化ということを検討されているということで、やはり保護者の方やこれから保護者になられる方からみても民営化に対して懸念があると思いますが、市の方針として今ある公立幼稚園・保育所の現状をしっかりと受け継いでいく業者を選定するというのを市民の方にも明確に分かるような形で選定基準を伝えていただくことが大事だと思います。企業が営利目的で参入して、経営不振となればすぐ撤退するという事は絶対避けていただきたいですし、保護者の方もそれを一番心配されていると思います。

あと、1人親家庭や様々な困難を抱える家庭、またアレルギーや持病、発達障がいなど特別な支援が必要な子どもがいますと増えていますが、やはりその受入れ体制に若干不安を抱えています。公立幼稚園・保育所では支援の先生をつけて非常に手厚い教育・保育を行われているということで、やはりそういう教育・保育をしっかりと引き継いでくれる業者を選定していただけたらと思います。以上です。

教育長 教育部次長。

教育部次長 民営化の方向ですが、もちろん児童数の状況を見ながら、というかたちになります。すべてを民営化するというわけではなく、将来の人口が減るということもありますので、すべて民営化して、その民営企業がそれぞれ共倒れとなるということになってはいけません。そういったものも見ながら進めていかなければならないと思いますし、その公募するなかでは、公立の教育・保育の継承をしっかりといただける業者を選定する必要があると思います。

それと、すべて民営化ではなく、やはり公立が担わなければいけないセーフティネットの部分、こういった部分を担う公立というのはやはり残さなければならぬと思っています。以上です。

教育長 ほかにはございませんか。石原田委員。

石原田委員 私もいままで、発言された委員の方の繰り返しとなってしまいますが、こちらの基本方針はあくまでもシステムや仕組みの再編だと理解していますが、それはあくまで

も市としては、幼児教育をどのように考えているのか、どこを目指しているのかということが明確でないと、あくまでもシステムの話だけになってしまうので、これまでも言葉で出てきていますように、閉園するのとか、民営化するのとかという言葉だけが先行してしまうおそれがあると思います。ですから、香芝市は幼児教育をどう考えていて、教育そのものもどう考えていて、その市全体としてどういう方向に向かっているのかということにリンクしているものだとということが明確に分かるように例えば目次にあります計画の策定のところはもっとていねいに書いていただけたらいいのかなと思います。それを読んで次にこれを進めていきますと、そしてその先には市の幼児教育がもっとよいものになっているのだと読んだ方が分かるような感じのものにしていかないといろいろ懸念しないといけないことが出てくるのかなと思います。その意味でもこの資料は読みやすくあるべきだと私は思いますので、例えば7ページ8ページに表などがありますが、ここから何を伝えたいのかが明確ではないと思いますので、例えばグラフを使うとか、タイトルもいま「保育施設の不足見込」となっていますが、これは不足を解消するためのグラフなのかというような理解にならないようにそれぞれそういう工夫はいるのかなと思います。以上です。

教育長 教育部次長。

教育部次長 いま仰っていただきました、7ページ8ページの表ですが、これだけでは見にくいかなと思います。また、タイトルも仰っていただいているように不足見込となっていますので、タイトルについては見直しさせていただくとともに、表自体をどのようなグラフになるかは分かりませんが、グラフ化して視覚的に見やすいような表もつけさせていただくというふうにさせていただけたらと思います。また、前のほうの背景として理念等もう少し詳しく加筆修正させていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

教育長 ほかにはありますか。田中委員。

田中委員 すいません。大きい方向性の部分から少し細かい部分に入って、いくつか意見の中で、実際たとえばいま預けている方、これから預けられる方にとると、この資料でもそれなりに分かると思います。ところが、例えばこの2ページの就学前児童に関する区分及び定義のところ、例えば一番右端の利用できる認可施設などということを書いただいています。たしかに、いま認定こども園が現実にあって、幼稚園や保育所もあるというかたちであれば、この書きぶりでよいかなと思います。ただ、ごくごく一般的な方から見ると幼稚園や保育所の認識はあると思いますが、こども園というものの認識は地域の人にはなかなか浸透していないと思います。ですから例えば香芝の方向性のなかで考えたときに、主に幼稚園へいかれている子ども、主に保育所へいかれている子どもがあって、将来的な統合計画のなかで、どちらも認定こども園というかたちの施設へ集約されるという表現はおかしいですが、そういうかたちの部分であるとか。たとえば2番目の施設の累計のところでも、香芝が目指しているものが幼保連携型の認定こども園であるなら、そういう部分を先に説明し、なるべくそういうものを上のほうへもってきたほうが、理解していただきやすいのかなと。そういう部分の少し、やはり今度の場合は地域の人にもこの資料を見られて、どのように判断をされるの

かということもありますので、そのあたりへの書きぶりをもう少し説明しやすく、説明された方にとっても理解しやすいような順序であったり区分けであったりをもっと少し考えていただけたらと思います。

教育長 教育部次長。

教育部次長 いま仰っていただきました書きぶりや、配置の仕方などは再度検討したなかで、分かりやすいものにさせていただきたいと思います。

教育長 ほかにございませんか。關野委員。

關野委員 私、待機児童にこだわりましたけれども、やはり全員が希望したら入れるというかたちがベストではないかと思っています。ただやはりいろんなところで、私初めて幼稚園や保育所の卒園式に行きました。そうしたら自分の教育という考え方が大きく広まりました。本当に小さいころからの教育は大事だなと感じました。これが幼稚園や保育所へ行っていない児童と行っている児童とは小学1年生になったときに大きく差がでます。そうすると小学校の先生からみたら、保育所等に行っていた子についてはおとなしくよく話を聞く子だなと。ところが全然社会の中に入っていない子は、ガサガサしていると。この子は発達障がいかなとかいろんな部分で落ち着きがないとかそういうレッテルを貼られますよね。そういう部分が気になりました。そのため全員が行けるようなかたちにすると。

それから、いま児童虐待というのがあります。その場合保護者がこども園に預けていたら、いろんなことを先生がわかることがあります。児童虐待を防ぐことができたりや、また保護者のほうもカーッと怒っていても、子どもが幼稚園に行って、数時間経って帰ってきたらちょっと自分の気持ちも治まって、子どもと良い関係ができますよね。そういうふうな方向も考えて、やっぱりできるだけ待機児童をなくして、児童虐待もなくし、児童らが小学1年生になったときに同じスタートを切れるような、そういうかたちにさせていただけたらと思います。以上です。

教育長 教育部長。

教育部長 それぞれの委員の方から公立幼稚園・公立保育所への再編に係るさまざまなご意見をいただいたと感じています。まず香芝市の教育を語る上で、幼児教育・就学前保育の大切さを大変重く受け止めています。いわゆる「非認知能力」という子ども達その後、自律的に生きる力や、物事をやりぬく力というなかなか数値化できない力は、この幼児期に育つといわれています。その非認知能力の上に数値化できる、いわゆる学力がのっかっていくという意味ではこの就学前の保育・教育の大切さを改めて私どもも重く受け止めたいと思います。そういう思いを目次部分にお示しできたらと思います。

また、これは議会でもご指摘がありましたが、やはりこういう方針についてはすべての保護者に届くようにしっかり周知してほしいということでございました。そういう意味ではもっと分かりやすく、さきほどご指摘のありましたように、グラフ化するか、あるいは図やイラスト等で視覚的にもしっかりと私どもの考えが伝わるような工夫をさせていただきたいと思います。

また、民営化という言葉は、とかく営利を目的としたような誤解をされがちですが、いまは民間にも療育や支援が必要な児童にしっかりとケアできる能力を持った施設がたくさん増えています。むしろ公立がそのようなところから学ぶというような場合もあるかと思えます。そういう意味では民営化をもっと肯定的に捉えていただけるように、公立と民間の力をしっかりと合わせて、香芝市の子どもたちを保育・教育できるような仕組みを今後作っていくのだというメッセージもこの方針から伝わっていくようにしていきたいと考えています。

また児童虐待、家庭で子どもと向き合う保護者のしんどさに対してしっかりと手が届くような公立・民間合わせた施設である必要があると改めて認識いたしました。なんといいましても持続可能なように、いまの公立幼稚園が7園、こども園が2園、保育所が5箇所ございますが、こういったところをしっかりと持続可能なかたちに整えていくと、その必要があるということでの基本方針でございますので、今日いただいたご意見をしっかりと反映させたかたちで事務局のほうで調整させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

教育長

ほかにございませんか。

では当委員会としてはさきほど部長が申し上げましたように、委員の皆さんからいろいろご意見をいただきました。いわゆるグラフやタイトル等の表現方法の工夫見直しについては、事務局の方に一任していただくと。ただ委員会としては10ページ以降の今後の方向性についてご了承いただいたと、大きな柱の部分についてご了承いただいたとすすめさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、そのような形で、ご異議ございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

日程5(3) 香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて

教育長

続きますて案件(3)議第6号「香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明願います。教育部次長。

教育部次長

ただいま提案になりました、議第6号「香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由を説明いたします。

本案は平成31年4月より三和幼稚園が3年保育を行うことに伴い、預かり保育を長期休暇中に実施するように変更するものと、長期休暇中の預かり時間を変更するために香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、預かり保育は全幼稚園で平常保育終了後の月曜日・火曜日・木曜日の保育終了時間から午後4時30分まで行っておりますが、3年保育を行っている幼稚園におきましては、夏季休業中及び冬季休業中においても月曜日・火曜日・木曜

日の午前9時から午後4時30分までおこなっております。平成31年4月より三和幼稚園も3年保育を行いますので、夏季休業中及び冬季休業中においても預かり保育を実施できるように改正をおこなうものでございます。

もう1点ですが、この3年保育を実施している幼稚園でおこなっている預かり保育のうち、夏季休業中及び冬季休業中におこなっている保育の時間をさきほど申しました午前9時から午後4時30分までの時間のうち、開始時間を午前8時45分に改正をおこなうものでございます。現在、幼稚園等を利用している保護者の方のなかにも就労等をされている方が増えています。そのことを踏まえたなかで、開始時間を15分繰り上げたものでございます。なにとぞ、慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 では、ただいまの説明につきまして、なにかご意見ご質問等ございませんか。田中委員。

田中委員 すいません。この原案そのものに関する部分については特に意見はございません。例えば私が商売をしている関係上、パートタイムでこられているお母様方の採用させていただいている立場からとしましても、午前9時ごろから仕事に入っていただくというのが非常に多いパターンです。そういう部分からいうと9時からの預かりとなりましたら、短時間のパートもお母様方も出ることができないと。例えばさきほどの再編も含めて考えたときに、おそらくフルタイムの人ばかりではないと思うのです。うちの場合でもそうですが、幼稚園の時間に合わせた間の時間だけ来ていただいたというお母様方もたくさんおられました。さきほどの再編計画に付随したかたちで、例えばいまであれば月曜・火曜・木曜だけというところをそれ以外の水曜日や金曜日も同じく預けられるような仕組みを導入できるようにもう少し考えていただけたらと思います。原案そのものは、私はこれで結構かと思えます。

教育長 教育部次長。

教育部次長 はい、いま仰っていただきましたように、たしかに月曜日から金曜日まで預かり保育を実施することは有意義だと思います。人材の確保等も含めまして今後検討してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

教育長 ほかにご覧いませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、本案につきましてはご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

日程5(4) 香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教育長 続きまして案件(4)議第7号「香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を事務局より説明願います。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。ただいま提案になりました、議第7号「香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」の提案理由説明を申し上げます。

本案は、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、「道徳教育」の時間が平成30年4月1日より小学校の「特別の教科である道徳」として施行されており、また中学校においても平成31年4月1日より「特別の教科である道徳」として施行されるにあたり、「香芝市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するものでございます。

参考資料17ページの新旧対応表をご覧ください。今回改正するのは教育課程の編成について記載した第6条第2項と教材使用の承認について記載した第11条および教材使用の届出について記載した第12条です。道徳が特別の教科になったことを受け、第6条第2項と第11条の(2)を改正する必要があります。また記載漏れがあったことが分かったため第6条第2項と第11条の(2)に「外国語活動」を入れました。さらに第11条(1)は、これまでの記載内容が不明瞭なため、今回の改定に合わせて表現を変更いたしました。なにとぞ慎重審議のうえ原案可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見ございませんか。

教育長 質疑がないようでございます。
それでは、本案につきまして、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

日程5(5) 平成31年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長 続きまして案件5、議第8号「平成31年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を事務局より説明願います。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。ただいま提案になりました、議第8号「平成31年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」の提案理由を説明申し上げます。

学校における保健管理を徹底するためには、これらに関する専門的事項に関してその知識と経験を有する者が技術及び指導に従事すべきという点から、学校保健安全法第23条第1項及び第2項におきまして、学校には学校医・学校歯科医・学校薬剤師をおくものと規定しております。

そして今般、平成31年度の香芝市立学校の学校内科医・学校歯科医・学校薬剤師の各学校別担当について、香芝市医師会等より報告を受けました。つきましては、学校保健安全法第23条に基づき、別紙に掲げる者に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについての議決を求めたく存じ上げます。なにとぞ、原案可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございますか。石原田委員。

石原田委員 いまさらながらの質問で申し訳ないのですが、各学校の内科医もしくは歯科医の先生が2名と1名しかいらっしやらない学校があるのですが、この区別・基準はどのようになっておりますか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 生徒数を基準にさせていただいております。基本的に生徒数の多い学校に2名配置しております。

教育長 石原田委員。

石原田委員 そうなると、香芝西中学校は1名相当の生徒数であるという認識でよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 そのとおりでございます。

教育長 ほかにございませんか。
質疑が無いようですので、質疑を打ち切ります。それでは、本案についてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

日程5(6) 香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することについて

教育長 つづきまして、案件(6)議第9号「香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することについて」を事務局より説明願います。教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。ただいま提案になりました議第9号「香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することについて」について提案理由申し上げます。

本案は学校給食法第11条第2項に定める、保護者が負担すべき学校給食費について本市の学校給食の提供を受ける小学校児童及び中学校生徒ならびに学校給食に準じて実施する幼稚園給食を受ける市立幼稚園児童の保護者が負担する学校給食費の額等について規定するものであり、近年上昇傾向にある給食物資の安定的な確保、ならびに学校給食を活用した食に関する指導等の充実・発展を図ることを目的として、当該給食費の額について見直しをおこなうとともに、諸般の改正をおこなうため本規則の一部を改正するものでございます。なにとぞ、慎重審議のうえ原案可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただいまの説明について、なにかご質問ご意見ございますか。石原田委員。

石原田委員 今回の改正が給食費に係るところだと仰いましたが、申請書関連についても改正があったかと思えます。その点についてご説明願います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。この給食費の減額に関する部分ですが、食物アレルギー等によるパン及び牛乳が欠食となる場合に、別に定める金額をもって給食費の額とすることができる規定を追加したいと考えています。また、減額申請の手続きについて規定することで申請の流れを明確にしまして、こちらの別紙様式を保護者から学校を経由して提出される1号様式と、学校長から提出される2号様式として、整理させていただいたところでございます。

教育長 石原田委員。

石原田委員 そうしましたら、今回の増額に伴っての新たな規定とってよろしいですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。今回の増額とは別の案件でして、今回一緒に手続きのほうをさせていただきまして、減額手続きに係る運用上と履歴上の相互を改修しまして、事務手続きの透明性を確保するために今回設定させていただきました。以上です。

教育長 ほかにございませんか。田中委員。

田中委員 すみません。またすこし言葉のあや的なことになってしまいますが、23ページの第6条の中の第5項のところで、校長は第2項の規定によるががありまして、2行目の「給食の停止が必要であると認める場合は」とありますが、この「認める」の部分は、何を認めるのかが認識しづらいかと。単なる校長が認識すればいいのか、それとも誰かの、例えば前段の部分であれば、申請書の提出というものに対してだと思いますが、この部分の「認める」は誰かからの何かがあって、それを認めるという意味なのか。説明お願いしてよろしいですか。

教育長 暫時休憩します。

(午後3時6分休憩開始)

(午後3時7分休憩終了)

教育長 休憩を解いて、再開します。
教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。その都度に応じて校長が必要であると認識した場合を想定していると考えていただければと思います。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員　私もいまの5項目目ですが、校長が給食の停止を認めるという場合というのも考えました。これはインフルエンザや学校伝染病などで休んだりして出席を停めるケースもありますよね。これも校長が遡って停止したという判断もできるわけですよね。いじめの場合も、いじめと断定されて何日か休んだというときの給食費の請求をするというのにも変なわけなので、それらも含めての校長判断かと私は解釈しました。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　はい、お見込みのとおりでございます。

教育長　關野委員。

關野委員　もう1点ですが、欠食について、減額を希望しなければ提出しなければよい、希望する場合には申請書を出すという形になるのですよね。それで学校長が停止を求めた場合は口頭で確認するのですよね。それで再開する場合も特に文書などがなく口頭で確認するのですよね。その都度再開する停止する際に学校長が教育委員会へ書類提出するということになるのですよね。そのあたりの部分がはっきりした文書的なものが必要でないかなど。必要な書類の提出を求めることができるとありますが、そのあたりがはっきりとしてないのかと思います。

教育長　教育部長。

教育部長　さまざまなかたちが想定されますが、その中で例えば不登校の場合は、まずは校長の判断で給食を停止すると。ただその後保護者と協議する場を設けて、この給食をどうするかというのを改めて協議します。その際には必ずこの減額申請書が出てきます。その期間について、例えば協議が保護者ともちにくい期間をどうするのかという部分で校長の判断というところを入れさせていただいたということでございますので、不透明な期間が生じないように、そのあたりについては手続き上きちんと定めてまいりたいと、運用の規定の中で定めてまいりたいと考えています。

教育長　ほかにございませんか。三岡委員。

三岡委員　失礼します。22ページの現行の第6条(2)の「転出または死亡の場合」とありますが、それが改正案のほうでは24ページ第7条(3)の「その他校長がやむを得ないと認める場合により」ということで、この「死亡」という言葉がすごく引っかかったのですが、その表現をこういうかたちに変えてくださったのかと認識しております。申請書のほうですが、26ページの現行の申請書ですが、減額申請理由等に「転出または死亡」ということばがありますが、この保護者に対して提出を求める書類に「死亡」という言葉は必要ではないかと思えます。ですから、今回の改正案としてこの言葉を削除されているとおもいますが、やはり行政として手続き上必要な記載であるかとは思いますが、子どもの未来を育ていく立場の教育委員会においては、保護者に対して提出を願う書類に「死亡」ということばを外していただけたら、ほかの申請書も含めてこういう言葉を使用しているものがあれば、私個人的には外していただけたらと思えます。

教育長 暫時休憩します。

(午後 3 時 1 3 分休憩開始)
(午後 3 時 1 4 分休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。
教育部長。

教育部長 失礼します。手続き上どうしても必要になるものについては、いま委員がご指摘いただいた「死亡」という言葉は必要になりますが、ご指摘のように基本的に職権で対応できるものについては、それを理由に申請をしていただくということがないように配慮してまいります。以上です。

教育長 ほかにございますか。ないようですので、質疑を終わります。
それでは本案について、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので原案のとおり、可決することといたします。

本日、追加議案が提出されていますが、ここでこの案件を日程に追加し審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので議案を追加し審議することといたします。
暫時休憩します。

(午後 3 時 1 5 分 休憩開始)
(午後 3 時 1 5 分 休憩終了)

教育長 休憩を解いて、再開します。
追加の案件の議第 1 0 号と諮第 2 号については人事に関する案件となりますので、秘密会として審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、この 2 議案の審議は秘密会とさせていただきます。
傍聴人の方はご退席願います。

(非公開部分)

日程5(7) その他

教育長 続きます、日程にしたがいまして、案件(7)その他として各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 まず、さきの3月4日から26日までの間に開催されました3月議会の概要についてご報告します。3月議会に提出された議案は26議案、意見書1件、請願2件についてご審議されたところでございます。

教育委員会の所管する事業に関する議案としましては、学童保育所に関する条例改正が1議案ございました。また本日、専決報告しました平成30年度の補正予算及び平成31年度当初予算についてご審議いただきました。特に予算委員会におきましては、総括といたしまして、教育費が予算全体に占める割合の他市との比較や、働き方改革に伴う部活動指導員の配置や、大会出場の激励金、エアコンが設置されました分のランニングコスト、あるいは給食費等々、さまざまな観点からご質問いただいたところでございます。いずれにしても全会一致で可決いただいたところでございます。

また、一般質問につきましては8名の議員から質問がありましたが、そのうち6名から教育委員会の所管する業務への質問がございました。主な質問内容ですが、本市の文化財の魅力向上に関する事、空調施設の進捗や運用コストに関する事、教育現場におけるバリアフリー化の現状に関する事、そして幼保の再編や、人材確保、また無償化への準備等、就学前の教育・保育に関する諸問題や学童保育の指定管理に関する事、また病児保育やE S D教育に関する事について、さまざまな角度からご質問いただきました。今議会でご指摘いただきました件につきましては、私ども教育委員会といたしまして、継続して研究検討を重ねまして実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上で概要報告でございます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして何かご意見ご質問があればよろしくお願いします。田中委員。

田中委員 すみません。議会の内容そのものではないですが、現状のエアコンの設置について、進捗状況についてご説明願います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼します。現在、すべての工事につきまして順調にすすんでいます。小学校につきましてはすでに室外機の搬入・設置が始まっているところもございまして、足場を組み、屋外配管の作業に取りかかっているところです。中学校についても室外機の設置は終了しています。幼稚園については現時点で4園が工事完了しています。工事自体は5月末までの着工を目指してございまして、6月末までには運用マニュアルにしたがって、実際の稼働が可能な状態となる予定です。以上です。

教育長 他にございませんか。
質問等がないようですので、次の報告をお願いします。生涯学習課館長。

生涯学習課館長 2月の会議でご報告させていただきました、第2次こども読書活動推進計画のその後についてご報告させていただきます。2月の会議にご報告させていただきましたとおり、2月18日から3月20日の間、パブリックコメントを開催させていただきました。最終的に5件のご意見をいただきまして、現在その集約とまたそれに対する回答をまとめているところでございます。今月中にはホームページ等で一般の方にも公開させていただきたい準備を進めています。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。田中委員。

田中委員 すみません。いま意見を集約中ということでしたが、パブリックコメントが5件あったとのことですが、どのような意見があったのかいくつか教えていただきたいです。

教育長 生涯学習課館長。

生涯学習課館長 すべてをお伝えすることは難しいですが、主なものとしては計画自体に対する反対意見というのはありませんでした。基本的には皆さん賛成しており、例えば実際読書活動するなかで事業的なもの、例えば図書館でやっているものを香芝市でもやったらどうですかというような意見が大半であったかと思えます。

教育長 ほかにはございませんか。
ないようでしたら、次の報告を願います。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します。私からは文化財に関しますご報告です。尼寺廃寺の史跡公園・学習館の整備をしていたときに出してきました、尼寺廃寺の棟心礎のところから出てまいりました出土品、いわゆる金の耳輪や、ガラス珠。従来であれば市の指定文化財ということになりますが、本年2月22日、県の指定文化財に格上げされました。昨日その伝達式がありまして、指定書というのを受け取りました。これを記念いたしまして、4月2日から二上山博物館におきまして、尼寺廃寺の舍利荘厳具と題しました特別展を5月12日まで開催します。また広報等で告知はしますが、お時間があるようでしたら見ていただけたらと思います。以上です。

教育長 ではお願いします。ほかに報告があればお願いします。学校教育課長。

学校教育課長 失礼します。さきほど教育長の動静にもありましたように、香芝西中学校の野球部が全国大会に出場しました。残念ながら1回戦で敗れましたが、非常に有意義な経験を積んで、子どもたちは帰ってきて、この経験を活かして次の段階へいきたいと、顧問の先生の話ではすごく貴重な体験をしたということで、それを全校生徒へ新学期に伝えたいということをして伺っています。以上です。

教育長 ありがとうございます。ほかに報告はありますか。
ないようでしたら次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の平成31年第4回教育委員会会議ですが、4月24日水曜日、午前9時30分からお願いしたいと思います。

教育長

本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成31年第3回教育委員会会議(3月定例)を閉会いたします。委員の皆様方におかれましては、慎重、ご審議をいただきましてありがとうございました。これにて散会をいたします。

(午後3時31分 閉会)